

解剖自民党改憲案

- [1 天皇中心の国家へ／憲法が憲法でなくなる \(1/11\)](#)
- [2 前文から「破棄」したもの／不戦と平和的生存権 \(1/12\)](#)
- [3 9条2項削除／武力行使の歯止め消す \(1/13\)](#)
- [4 国防軍の活動／平和の秩序に挑戦 \(1/14\)](#)
- [5 緊急事態法制／「人権」停止、服従義務も \(1/16\)](#)
- [6 人権の大幅制約／「公の秩序」優先に転換 \(1/18\)](#)
- [7 基本的人権各論／結社・労働権に制限 \(1/19\)](#)
- [8 「家族」条項の新設／古い価値観の復活 \(1/20\)](#)
- [9 統治機構／首相権限強化図る \(1/22\)](#)
- [10 地方自治／役割狭め「道州制」狙う \(1/23\)](#)
- [11 改憲手続き緩和／権力への縛りを解くもの \(1/24\)](#)
- [12 歴史の逆流／日本国憲法の根本を否定 \(1/25\)](#)

1 天皇中心の国家へ／憲法が憲法でなくなる

「憲法をまず改正していく。自民党は憲法改正草案を決めている」。こう公言する安倍晋三首相のもとで、昨年4月にまとめられた自民党の改憲草案が改めて注目されています。「国防軍」創設など、安倍改憲政権の狙いが明確に示されているからです。その中身を改めて検証します。

弱まる主権在民

「日本国は、長い歴史と固有の文化を持ち、国民統合の象徴である天皇を戴(いただ)く国家であって、国民主権の下、立法、行政及び司法の三権分立に基づいて統治される」

自民党・日本国憲法改正草案の「前文」の最初の一節です。「国民主権」や「三権分立」という言葉はありますが、なにより、日本の国の根本的なあり方を「長い歴史と固有の文化」に基づく「天皇を戴く国家」とする立場です。

前文の最後の一節は「日本国民は、良き伝統と我々の国家を末永く子孫に継承するため、ここに、この憲法を制定する」という言葉で締めくくられています。天皇中心の「伝統」と「国家」の継承を憲法制定の根本目的とするという表明です。重大なことは「歴史」「文化」「伝統」を介して、戦前との継続性を前提にしていることです。

これに対して、日本国憲法の前文は「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し…政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する」という一文から始まります。

ここには、主権在民の原理を表明し、それを代表を通じて行使する代表制民主主義、そして戦争の惨禍から国民を守ろうという決意の表明があります。国民が主体となって憲法を制定し、国家権力を制限するという立場が明りように示されているのです。

日本国憲法のように、人権保障のために憲法によって権力を制限する(立憲主義)ことが近代憲法の本来の目的です。国民が権力を縛るための命令が憲法なのです。ところが自民党が振りかざす憲法改正草案は、「天皇中心の国」を継承するために、国民を「統治」することを目的としています。憲法の意味を百八十度転換させるものです。

この逆立ちした立場は前文だけではありません。第1章の天皇条項では、「天皇は日本国の元首である」と明記(1条)。戦前の天皇絶対の時代への反省から、「国政に関する権能を有しない」とした憲法の規定を変えようというのです。

国民に尊重義務

また「国旗は日章旗とし、国歌は君が代とする」(3条)とし、「日本国民は国旗、国歌を尊重しなければならない」と、国民に国旗・国歌の尊重を強制。元号規定を創設(4条)し、皇位の継承にともない新たな元号を制定するとしました。2005年にまとめた「新憲法草案」にもなかった保守・復古の本質をむき出しにした内容です。

自民改憲案では、公務員の憲法尊重擁護義務を定めた99条から、新たに「元首」と位置づけられた天皇と摂政を削除する一方で、「国民の憲法尊重義務」を加えました。

現行憲法は、公務員の憲法尊重擁護の義務を明示していますが、国民にはその義務は課されていません。99条は、国民が国家に対して設ける制限であることを示す規定です。ところが自民改憲案は、天皇中心の文化と国家の維持・継承を、国民に義務付けるものへと逆転しているのです。

2 前文から「破棄」したもの／不戦と平和的生存権

自民改憲草案は、現憲法の前文についても「全体が翻訳調で…違和感があります」「前文は我が国の歴史・伝統・文化を踏まえたものであるべきです」などとして、全面的に書き換え、「破棄」するものになっています。

侵略への反省は

「破棄」した最大のものは、日本国憲法前文に掲げられた、侵略戦争への反省、不戦平和の誓いです。

日本国憲法前文はまず、「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうに」と、国民の不戦の決意を示し、同時に「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」と、国際協調による平和構築の理念を格調高くたっています。

自民改憲案は、これらの規定をすべて廃棄。「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼」という規定を「特に問題」とし、「ユートピ想的発想による自衛権の放棄」(自民改憲草案Q&A)と敵視し、切り捨てています。「ユートピ想的」などとして切り捨てようとしている憲法の基本原理こそ、人類が2度の大战を経て確立した「普遍の原理」にほかなりません。

現に国連憲章は、加盟国が「寛容を実行し、且(か)つ、善良な隣人として互いに平和に生活」(前文)できるように決意、国際紛争の解決を「平和的手段によつて且つ正義及(およ)び国際法の原則に従つて実現すること」(1条)を目的に掲げています。憲法の前文はこの実現に通じるものです。

その一方で、自民改憲案は、「日本国民は国と郷土を誇りと気概を持って自ら守り」と、国民に国土防衛を求める規定を創設しました。

憲法の原点否定

自民党が破棄したもうひとつは、「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」とした「平和的生存権」です。

平和的生存権には、「欠乏」すなわち「貧困」からの解放を目指す理想がこめられています。貧困が領土拡張主義で国民を動員した要因になったという点で、貧困の克服が平和に結びつくという思想を反映しています。そこに25条以下の生存権・社会権規定の根拠があります。

この削除は、社会格差を是正して国民の生存権を保障するという、憲法の立脚するもうひとつの原点を否定するものでもあります。

自民案は、平和的生存権の保障に代えて、「家族や社会全体が互いに助けあって国家を形成する」と明記。この点について「憲法改正草案Q&A」では、「自助、共助の精神」をうたったと説明しています。まさに国の社会保障の責任を否定して、国民の自助・自立を説く「憲法」なのです。

さらには、「活力ある経済活動を通じて国を成長させる」などとして、憲法前文としては「違和感」を覚えるような、経済成長のための努力規定も盛り込まれています。ここまでくると、憲法というより、財界要求に基づく「骨太方針」の類いといいたくなります。

3 9条2項削除／武力行使の歯止め消す

自民党「憲法改正草案」の「Q&A」は、「現行憲法の全ての条項を見直」す、としていますが、最大の狙いは9条にあります。

米国から、日米同盟の侵略的強化のために、海外で武力行使ができるように9条を“改定せよ、との圧力がかかっているからです。アーミテージ元米国務副長官ら対日関係に影響力を持つ元政府関係者やシンクタンクなどは「集団的自衛権の禁止は日米同盟の障害物となっている」などとくり返してきました。

全面的書き換え

草案Q&Aも40項目のうち9条に6項目あてる力の入れようです。

では、自民党は9条をどのように変えようとしているのか。

憲法「第二章」は「戦争の放棄」とされ、そこに9条が置かれています。これに対し、改憲案の「第二章」は「安全保障」とされ、9条は全面的に書き換えられ、戦争の根拠規定になっています。

「戦争放棄」を規定した9条1項は「基本的に変更しない」といいながら「自衛権の発動を妨げるものではない」と明記。9条2項の「陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は認めない」という規定を削除し、「内閣総理大臣を最高指揮官とする国防軍を保持する」としました。さらには、「国防軍」の国際活動、機密保持、審判所(軍法会議)、領土保全義務まで盛り込んでいます。

このなかでも、9条2項の削除と「国防軍」の創設が最大の問題です。

政府はこれまで9条2項があるため、自衛隊を「軍隊ではない」「自衛のための必要最小限度の実力組織である」などとごまかさざるを得ませんでした。同時に、「そういった自衛隊の存在理由から派生する当然の問題」(工藤敦夫内閣法制局長官、1990年10月)として、①武力行使の目的をもって海外派遣すること②集団的自衛権の行使③武力行使を伴う国連軍への参加—の三つについては、いずれも「許されない」としてきたのです。

世界のどこでも

つまり、9条2項が海外での武力行使を許さない「歯止め」になってきたのです。

このため、イラク派兵やテロ対策名目のインド洋への派兵でも、法案には「対応措置の実施は、武力による威嚇又は武力の行使に当たるものであってはならない」という条項が必ず盛り込まれました。「後方地域支援」にとどめるとか、「非戦闘地域」に限るなどの「制約」が課されてきたのです。

9条2項を削除することは、こうした制約を突破し、世界のどこにでも出ていって、武力行使が可能になるのです。

安倍晋三首相は「国防軍」について、「自衛隊は外国から見れば軍隊だ。その矛盾を解消する」などと正当化しようとしています。しかし、みてきたように9条2項の削除は、自衛隊の実態「追認」にとどまらず、日本を米国と「海外で戦争できる国」にするものなのです。

4 国防軍の活動／平和の秩序に挑戦

自民党は「国防軍」をつくり、何をやらせようとしているのでしょうか。

同党の「憲法改正草案」は「国防軍」の活動として、①国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するための活動②国際社会の平和と安全を確保するために協調して行われる活動③公の秩序を維持し、又は国民の生命もしくは自由を守るための活動—を列挙しています(9条の2第1,3項)。

これらの活動に関連して改憲案9条2項が「前項(改憲案9条1項)の規定は自衛権の行使を妨げるものではない」としたことが意味を持ってきます。

自民党改憲案Q&Aは、集団的自衛権の行使を禁ずる政府の憲法解釈は「9条1項・2項全体による」とされていると指摘。そのうえで「現行2項(『戦力の不保持』等を定めた規定)を削除した上で、新2項で改めて…自衛権の行使になんらの制約もないようにした」と、集団的自衛権の行使を可能とするように念を入れたと告白しています。

米国に追随して

また国際協調活動では、「国連」という言葉をあえてはずしています。国連軍ではない多国籍軍や、国連決議のない米国主導の有志連合に国防軍が参加できるようにするためです。イラク戦争のように国連憲章のもとでの平和秩序を踏み破った米国の単独行動に追随して戦争協力することもできます。まさに国際秩序に挑戦する「憲法」です。

公の秩序を維持する活動には「治安維持や邦人救出、国民保護、災害派遣など」(Q&A)が含まれるとされます。国民の政府への抗議活動を「治安維持」の名で弾圧することも否定できません。

国防軍を置くことは、海外での武力行使を可能にするだけではありません。国の仕組み自体を「戦争できる国」にします。

国の仕組み改変

実際、改憲案9条の2第4項は「国防軍の組織、統制及び機密の保持に関する事項は、法律で定める」とし、機密保護を明記しました。軍事に関する「機密」を憲法上の保護の対象とすれば、国民の知る権利はまったく及ばなくなります。

さらに9条の2第5項は「国防軍に属する軍人その他の公務員が職務の実施に伴う罪又は国

防軍の機密に関する罪を犯した場合の裁判を行うため…国防、軍に審判所を置く」と軍法会議の設置を規定しています。

軍法会議は、軍人の規律を維持するために設けられる特別の裁判所とされますが、軍の機密保持などにかかわれば公務員など国民も対象にされる可能性があります。

軍人の規律違反や情報漏えいを「捜査」する軍の警察、すなわち「憲兵制度」も復活することになります。

当然、国民にもこうした軍事活動に対する協力が要請されます。

改憲案9条の3は、国と国民が協力して領土、領海、領空を保全すると定めます。前文にも、「日本国民は、国と郷土を誇りを持って自ら守り」と、国民に国土防衛を求めています。

暗黒時代の再現を思わせる改憲案です。

5 緊急事態法制／「人権」停止、服従義務も

自民党改憲案は、9条を全面改悪して「戦争をする国」をつくろうとしているだけではありません。

災害を口実に

改憲案98条は「我が国に対する外部からの武力攻撃、内乱等による社会秩序の混乱、地震等による大規模な自然災害その他の法律で定める緊急事態」において、内閣総理大臣は「緊急事態の宣言」を発することができる」と規定しています。

緊急事態条項の創設は、3・11東日本大震災と原発事故を受けて改憲派から盛んに強調されてきたものです。「大規模な自然災害」を口実に、国民の人権を停止し、独裁的に権力行使ができる仕組みを狙っているのです。

「緊急事態」の例示の第一に「外部からの武力攻撃」をあげているように、「戦争する国」の一環です。「大規模の自然災害」は口実にすぎません。

「緊急事態」条項が制定されたらどうなるのか。改憲案99条では、緊急事態宣言が発せられると「内閣は法律と同一の効力を有する政令を制定することができる」と規定。同3項は「何人も…国民の生命、身体及び財産を守るために行われる措置に関して発せられる国その他公の機関の指示に従わなければならない」としています。

内閣は国会の制約もなく、法律と同様の命令(政令)を出すことが可能になり、国民に服従まで求めることができるようになるのです。自民党の改憲案Q&Aは、国民の服従義務について、有事法制である「国民保護法」では「憲法上の根拠がないために、国民への要請は全て協力を求めるという形でしか規定できなかった」と不満を表明。この不満を解消するため「国民の遵守義務を定めた」と説明しています。

99条3項では、「緊急事態」でも「基本的人権に関する規定は、最大限に尊重されなければならない」などとしています。しかし、改憲案Q&Aでも「大きな人権を守るために、そのため必要な範囲でより小さな人権がやむなく制限されることもあり得る」と明記しているように、人権侵害が実際に救済される可能性は少ないのです。

当局者に重宝

そもそも日本国憲法は緊急事態条項を認めていません。前文、9条の平和原則から、戦争＝軍事的緊急事態による人権制約を想定していないと同時に、国民の人権が抑圧された戦前の

教訓から緊急事態条項を設けませんでした。

さらに終戦直後の憲法制定議会で、金森徳次郎・憲法担当大臣が「緊急権は必要ない」とのべ、次のように強調しています。

「緊急勅令及(およ)び財政上の緊急処分は、行政当局者に取りましては実に調法なものです。併(しか)しながら調法と云(い)う裏面に於(お)きましては、国民の意思を或(あ)る期間有力に無視し得る制度であるとうことが言えるのであります。だから便利を尊ぶか或いは民主政治の根本の原則を尊重するか、斯(こ)う云う分れ目になるのであります」

緊急時においても、行政当局にとって重宝な緊急権ではなく、民意に基づく民主的な解決こそ重要だというのが日本国憲法の立場なのです。

6 人権の大幅制約／「公の秩序」優先に転換

自民党改憲案は、基本的人権の保障をめぐっても、日本国憲法を根本的に逆転させるものです。

「天賦人権」否定

改憲案Q&Aで「人権規定も、我が国の歴史、文化、伝統を踏まえたものであることも必要」とし、「(西欧的な)天賦人権説に基づく規定振りを全面的に見直し(た)」と宣言。

改憲案起草委員会のメンバーの一人、片山さつき参院議員は「国民が権利は天から付与される、義務は果たさなくていいと思ってしまうような天賦人権論をとるのはやめ」「国があなたに何をしてくれるか、ではなくて国を維持するには自分に何ができるか、を皆が考える」と述べています。

自民党改憲案は、現行11条の「基本的人権は…国民に与へられる」という表現を「基本的人権は…権利である」と改めたほか、現行憲法前文から、人権尊重主義や国民主権を「人類普遍の原理」と宣言する規定や平和的生存権を削除。代わりに天皇中心の国家・伝統の継承や、国土の保全、家族や社会における自助・共助を義務づけています。

さらに改憲案は現行97条を全面削除—。「最高法規」の章の冒頭に掲げられる97条は、「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたもの」と規定したものです。それは、基本的人権を保障するところにこそ、憲法の最高法規性の根拠があることを示す重要な規定です。

そこに示された思想の根本は、人が人である以上当然に認められる権利として人権を保障するというものです。天賦人権説は、その説明のひとつにすぎません。

この論理を敵視する一方で、改憲案は、日本国憲法13条の「公共の福祉」の規定を「公益及び公の秩序」に書き換え、「自由及び権利には責任及び義務が伴うことを自覚し、常に公益及び公の秩序に反してはならない」(改憲案12条)として、人権の制約原理を公益優先に「転換」したのです。

歴史的な逆行

13条の「公共の福祉」規定は、すべての国民に平等に保障される人権相互の衝突を調整する原理です。

それを「公益」「公の秩序」に置き換えることは、人権制約を広く認める危険があります。特に、9条が全面改定され「国防軍」の活動や機密保持が認められたもとでは、軍事的要請＝「公

益」とされ、大幅な人権制約が認められることになります。改憲案Q&Aでも「基本的人権の制約は、人権相互の衝突の場合に限られるものではないことを明らかにした」と告白しています。

これでは、明治憲法下で、臣民の権利は「法律ノ範囲内ニ於テ」しか認められなかったように、法律の範囲内でのみ人権が保障される仕組み(法律の留保)への、歴史的逆行をもたらしかねません。

7 基本的人権各論／結社・労働権に制限

自民党改憲案には、基本的人権の各論でも、時代に逆行する異常な規定が多数盛り込まれています。

民主主義の政治プロセスを支える最も中心的人権である「表現・結社の自由」(21条)について、第2項を新設し、「公益及び公の秩序を害することを目的とした活動を行い、並びにそれを目的として結社をすることは、認められない」としました。

要件あいまい

改憲案Q&Aでは、「オウム真理教に対して破壊活動防止法が適用できなかったことの反省などを踏まえ(た)」としており、破壊活動防止法の「復権、に直接の動機があることを認めています。しかし、破壊活動防止法は「暴力主義的破壊活動を行う明らかなおそれ」というあいまいな要件を口実に、日本共産党をはじめ民主運動全体に対する公安警察による不法なスパイ活動の根拠とされてきた違憲の弾圧立法です。

オウム事件を含め、結局、今日に至るまで50年以上団体規制の適用ができないままにきました。「復権」を目指して、「公の秩序を害する目的」の結社を禁止するというのは異常と言うべきです。

このような「目的による結社の規制」は、自民党改憲案が天皇中心の伝統、国家の継承を憲法の目的に据えていることと合わせて、戦前の治安維持法に通じる、「思想の自由」への介入という危険を持ちます。

さらに改憲案64条の2で政党条項を創設。政党について「国は…その活動の公正の確保及びその健全な発展に努め(る)」として、「政党に関する事項は、法律で定める」としました。結社の一種である政党を憲法上の存在に取り込む一方で、特殊な規制、介入をもたらす意思が明確に示されています。改憲案Q&Aでは「政党助成や政党法制定の根拠になる」と明記しています。

また改憲案は、労働基本権について28条2項を新設。公務員について「法律の定めるところにより、前項に規定する権利(団結、団体交渉、団体行動)の全部又は一部を制限することができる」としました。

公務員のストライキ権は、米軍の占領期、朝鮮戦争を前に1948年に禁止されました。労働組合運動を抑え込むのが狙いでした。それを憲法の明文規定にするなど時代逆行です。

公務員に権利を保障するのが世界の常識です。ILO(国際労働機関)は日本政府に対し、公務員の労働基本権を不当に剥奪・制約している公務員法の改定を繰り返し勧告しています。

参拝は正当化

こうした一方で、自民党改憲案は、信教の自由と一体の政教分離の原則を緩和しようとしています。国や自治体が「特定の宗教のための教育その他の宗教的活動をしてはならない」としつつ、「ただし、社会的儀礼又は習俗的行為の範囲を超えないものについては、この限りでない」(20条3項)と規定。ポケットマネーによる政治家の靖国神社参拝などを「正当化」する規定も盛り込みました。

国民に厳しく、権力者に甘い一憲法観の逆転がここにも示されています。

8「家族」条項の新設／古い価値観の復活

自民党改憲案は日本国憲法24条の前に、新たに1項を新設し、「家族は、社会の自然かつ基礎的な単位として、尊重される。家族は、互いに助け合わなければならない」と規定しました。

24条はもともと婚姻における両性の平等をはじめ、古い「家」制度を否定するものでした。

そこに「個人」ではなく「家族」を「社会の基礎的な単位」としてあえて位置づけ直すことは、古い価値観の復活の危険があります。自民党改憲案は戦前との歴史、文化との継続性を基調としていることから軽視できません。

国の責任放棄 さらに、「家族は互いに助け合わなければならない」として、自助・共助の「基礎

単位」の役割を負うことを強調。前文で、「家族や社会全体が互いに助け合って国家を形成する」という自助・共助の理念を定めたことと一体です。

改憲案Q&Aでは、党内論議で「親子の扶養義務」を明文化するという意見も出たことも紹介。「家族は互いに助け合う」と規定したことから「(扶養義務は)採用しなかった」としており、同規定が「親子の扶養義務」を含み、生活保護受給の制限の根拠となることを示唆しています。国の生存権保障への責任を国民に転嫁していく内容です。

教育については、26条3項で「教育が国の未来を切り拓(ひらく)上で欠くことのできないもの」と規定。教育が個人の尊厳や民主政治の実現の基礎ではなく、「国の未来を切り拓く」と位置づけています。また、教育条件でなく「教育環境」の整備を国の責務としており、教育内容への介入の根拠となりかねません。

保障に疑問符 Q&Aでは、「『新しい人権』については、次のようなものを規定」とし、プライバシー権、知る権利などを挙げています。

しかし、自民党改憲案の内容を見ると、「新たな人権」を保障するなどといえないことが明白です。いずれも、個人の権利ではなく国などの責務を規定しただけで、権利として実効性をもつか疑問です。環境については、「国は、国民と協力して」環境保全に努めるとし、国民の「責務」まで忍び込ませています。Q&Aでも「これらの人権は、まだ個人の法律上の権利として主張するには熟していないことから、まず国の側の責務として規定」などと述べているように、権利としてしっかりと保障するつもりははじめからないのです。

そもそも日本国憲法は、13条で包括的な幸福追求権を保障した上で、個別の詳細な人権カテゴリーを定めるという懐の深い構造になっており、環境やプライバシーを本気で擁護するなら、憲法の根拠に基づいて立法で具体化することが必要かつ可能です。

改憲によって「新たな人権」を追加する必要性は乏しく、その主張は改憲の「口実」にすぎないのです。

9 統治機構／首相権限強化図る

自民党改憲案は、内閣総理大臣の権限を強化し、トップダウンを可能とする内容を盛り込んでいます。

72条では、「内閣総理大臣は、行政各部を指揮監督し、その総合調整を行う」としました。従来、総理大臣は、「内閣を代表して」「行政各部を指揮監督」とされ、閣議決定に基づき行政の各部を指揮するとされていたのを、首相が「単独で(閣議にかけなくても)」指揮できる(改憲案Q&A)としたのです。

また54条では「衆議院の解散は、内閣総理大臣が決定する」と規定し、憲法で「内閣の権限」とされている衆院の解散を首相の専権、単独決定事項としました。

国会の形骸化

他方、63条2項で内閣総理大臣その他の大臣の国会への出席義務について「職務の遂行上特に必要がある場合は、この限りでない」として、出席義務の免除を規定しました。「国会に拘束されることで国益が損なわれないように」(Q&A)配慮したなどとしています。

国権の最高機関である国会に対する説明義務を緩和するもので、行政に対する国会のコントロールを弱めるものです。

また56条では議院の議事の定足数を緩和。従来、3分の1以上の議員の出席がなければ議事を開くことができないとされていたのを、3分の1以上の出席を議決だけの要件としています。これも国会審議の形骸化につながるものです。

また財政の章には、「財政の健全性」を求める条項を設けました(83条2項)。「財政の健全性」を憲法の要請と強調し、社会保障の切り捨てや、庶民増税を「合理化」する狙いがあります。

一院制も検討

自民党改憲案には、日本維新の会などが掲げる「参院廃止」「二院制の見直し」は盛り込まれていません。

しかし、改憲案Q&Aでは「一院制を採用すべきか否かは、今回の草案の作成過程で最も大きな議論のあったテーマ」だったとし、今後「一院制についても検討する」としました。

また、「ねじれ現象ができるだけ起きないようにすべき」(Q&A)という観点から、参院で否決された法律案を衆院で再議決する場合に、出席議員の3分の2以上の賛成を必要とする要件(59条2項)の緩和の主張をはじめ、衆院優越の強化が主張されたとしています。

衆参で多数派が異なる「ねじれ」が恒常化し不安定な政治が続いていることから、二院制廃止や衆院優越を強化することで「安定」が生まれ、「効率的」な決定が進むという思惑です。

しかし、これは浅はかな議論です。政治の不安定の根本原因は、政治が民意を反映していないことにあります。民意を正確に反映する選挙制度への改革と共に、政治の中身を国民本位に変えることこそ急務なのです。

10 地方自治／役割狭め「道州制」狙う

自民党改憲案は「地方自治」に重大な転換を持ち込んでいます。

その一つは、地方自治体が担う役割を「住民に身近な行政」「法律の定める役割分担」と限定していることです。改憲案92条1項は、「地方自治は…住民に身近な行政を自主的、自立的かつ総合的に実施することを旨として行う」と規定。同93条3項では、「国及び地方自治体は、法律の定める役割分担を踏まえ、協力」としました。

しかし、本来地方自治が果たす役割は「身近な行政」にとどまりません。中央集権を抑制し、国民の自由を保障するとともに、福祉国家理念をきめ細かく実現すること、また住民の直接参加によって民主主義を発揚することなどがあります。

「非核都市宣言」など、外交や平和理念の実現を含め、政治の全体にわたって議論、実践することも重要です。

「自立」を迫る

逆に、国と地方の「役割分担」などとして「住民に身近な行政」の名の下に、社会保障の役割をもっぱら地方に押し付けるものであるなら、国の責務の骨抜きになりかねません。しかも地方自治は、「自立的」に行うとして「国に依存するな」と規定しているところには大きな問題があります。

自民党改憲案は、25条の生存権保障には直接手をつけていませんが、前文や家族の規定(24条)で自助・共助を強調し、国の社会保障の役割を弱めています。さらに地方に責任を押し付け「自立」を迫ることで国が責任を免れるという狙いが透けて見えます。

93条3項では、「地方自治体は、相互に協力しなければならない」と「苦しければ自治体同士でやりくりを」と言わんばかりです。

サービスに差

もう一つは財界が狙う「道州制」に道を開こうとしていることです。改憲案93条で「地方自治体は、基礎地方自治体及びこれを包括する広域地方自治体とすることを基本とし、その種類は、法律で定める」と規定。改憲案Q&Aでは、「道州はこの草案の広域地方自治体に当たり、この草案のままでも、憲法改正によらずに立法措置により道州制の導入は可能」と明記しています。

財源問題でも96条で自主財源の原則を新たに規定。「地方自治は自主的財源に基づいて運営されることを基本」(改憲案Q&A)とする一方、92条2項では「住民は、その属する地方自治体の役務の提供を等しく受ける権利を有し、その負担を公平に分担する義務を負う」と住民の負担義務を明記しています。「財政の健全性」の規定(83条2項)も準用しました。これでは自治体の規模によってサービスの内容が変わり、サービスを受けなければ住民が負担するということになります。

改憲案94条は、自治体首長や地方議会議員の直接選挙について「日本国籍を有する者」に限定。「外国人に地方選挙権を認めないことを明確にし(た)」(Q&A)と強調しています。しかし、最高裁も、永住外国人に地方参政権を保障することは「憲法上禁止されているものではない」としており、多くの国々でも実施済みか、実施にむけた積極的な検討が行われています。改憲案はこうした流れにも逆行するものです。

11 改憲手続き緩和／権力への縛りを解くもの

自民党の安倍晋三首相が「まずは96条から改正する」と繰り返し明言していることから、憲法96条は当面の改憲の動きの焦点となっています。自民党、民主党、日本維新の会、みんなの党の議員らで「96条改正を目指す議員連盟」もつくられています。

憲法96条は、憲法改正手続きを定めた規定です。憲法改正は、国会が「各議院の総議員の3分の2以上の賛成」で、どの条項をどのように改正するか「発議」を行い、これに対して「特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票」で、承認するかどうかを決めます。承認には「その過半数の賛成」が必要です。

今度は内堀を

安倍首相は07年に、改憲のための国民投票と国会発議の手続きを定める改憲手続き法を強行し、改憲への外堀を埋めてきました。今度は改憲の手続きそのものを改定し、さらに内堀を埋めようというのです。

では、どのように内堀を埋めるのか。

自民党改憲案は、国会による憲法改正の発議について、「両議院のそれぞれの過半数の賛成」へと要件を緩和しようとしています。

改憲案Q&Aは「国民に提案される前の国会での手続きを余りに厳格にするのは国民が憲法について意思を表明する機会が狭められ」「主権者である国民の意思を反映しない」などと主張。安倍首相も「憲法を国民の手に取り戻す」などと述べています。

しかし、憲法は国民の人権を保障するための「権力を縛る法」です。96条は、憲法を「改正」する場合にも、権力者に都合のよい改定が安易にされないように厳しい手続きを要求しているのです。

特に改憲の内容を決定・提案(発議)できるのは国会だけで、国民投票はそれにイエスかノーかをいうだけです。だから「発議」は、普通の法律の場合(過半数の賛成)よりも厳しい要件となっているのです。それを普通の法律と同じレベルでよいとするのは、「権力を縛る」という憲法の本質をゆるがせにするものです。「国民の意思表明の機会を確保」などというのは、問題の根本をすり替えるものです。

発議要件を法律並みに緩めても、「国民投票があるから普通の法律よりも厳しい」ともいわれますが、国会

発議の特別の重みを見ていません。

“弱さ、の表れ

アメリカでは上下各院の3分の2以上の賛成による発議と4分の3以上の州議会の賛成、ドイツでは連邦議会・連邦参議院それぞれの3分の2以上の賛成(国民投票なし)、韓国でも国会の3分の2以上の賛成と国民投票が求められています。このように、日本の憲法改正手続きが特別に困難だとはいえません。改憲案Q&Aでは「世界的に見ても、改正しにくい憲法」などと述べていますが、国民が改憲を望まず、“権力を縛る法、が本来の役割を果たしているだけです。

また、「長崎国際文化都市建設法」「広島平和記念都市建設法」といった地方自治特別法(憲法95条)の成立要件と同じレベルで憲法改正が実現することも疑問です。

改憲要件の緩和の背景には、自民党の国民的支持基盤が弱まっている事情があります。その中で発議のハードルを下げ、マスメディアも動員して強引に改憲を強行する邪(よこしま)な意図が潜んでいます。改憲派の強さではなく“弱さ、の表れです。

96条改定の真の狙いは9条改定にあります。さらに新自由主義的な国家改造も狙っています。そのことを見据え、改憲への突破を許さないように、たたかいを強めることが求められています。

12 歴史の逆流／日本国憲法の根本を否定

日本国憲法前文は、政府の行為によって再び戦争の惨禍を繰り返さない決意とともに、人権尊重と民主主義の理念を高らかにうたいこれを「人類普遍の原理」と明記しました。そして、こううたいました。

「この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する」

「改正」は無効

これは、仮に憲法改正の手続きを経たとしても、根本理念を否定する「改正」は無効だとする宣言です。

自民党改憲草案は、9条2項の削除をはじめ先駆的な平和原則を否定し、天皇を元首として天皇中心の国家の維持を国民に義務付けました。人権尊重より「公益」を優先し、家族の共助を生存権保障に対置。地方自治体の役割を強調して、社会保障に対する国の役割を弱めています。日本国憲法の根本理念を含む全面改悪であり、「排除」されるべき「憲法」です。

改憲案Q&Aでは、9条1項について「日本国憲法の三大原則である平和主義を定めた規定…基本的には変更しない」として、平和原則が維持されるかのように言います。

しかし、9条1項は戦争違法化を進めたパリ不戦条約(1928年)と紛争の平和解決を規定した国連憲章(1945年)の到達点を確認したものです。それだけで日本国憲法特有の平和原則を規定したものとはいえません。

日本国憲法が「平和憲法」と呼ばれ、先駆性を強調されるのは2項によって「戦力不保持」「交戦権否定」を明記するところまで飛躍したことによるものです。人類最初の核戦争を経験したことも背景に、侵略戦争に対する反省と一体に、国際平和へ先駆的役割を果たすことを国際公約したのです。その2項を全面削除しておいて、「平和主義を確保」というのは、欺瞞(ぎまん)といわれても仕方ありません。

基盤は弱まる

こうした歴史的逆流の背景には何があるのでしょうか。

9条を否定し、集団的自衛権の行使を求める動きの根本にあるのは、日米同盟を強化し、日本を米国と

共に「海外で戦争する国」にするという動きです。

戦前の歴史との継続性を前提にした天皇中心主義の根本には、侵略戦争を正当化し、古い価値観を復活させる歴史に対する修正主義があります。

社会保障における国の役割を弱め、労働基本権や結社の自由を制限しようとする動きの背景には、多国籍企業が求める競争至上主義・規制緩和万能の新自由主義があります。

しかし、これらはいずれも2007年参院選や09年総選挙で国民の厳しい審判を受けたものばかりです。

しかも自民党は、昨年末の総選挙で、09年総選挙の得票から比例票で219万票も減らし、得票率でもさらに後退しています。総裁経験者からも、「自民党という政党はずいぶん幅の狭い政党になった。かつて自民党は、日本の保守全体をにらんでいた。保守で護憲もあれば、改憲もある。(いまは)保守のなかの右翼だけになった…」(河野洋平元衆院議長)との声が出るほど国民的基盤は弱まっています。

自民党自身も「自民党案のまま憲法改正が発議できるとは、とても考えられません」(Q&A)とし、各党間で了解の得られる事項からの「部分的改正」となるとしています。その当面の「候補」が改憲手続きの緩和だとしています。しかし、内容抜き「改憲のための改憲」は大義なき改憲であり、自民党改憲論の焦りを示しています。

(おわり)

(この連載は中祖寅一が担当しました)

(2013年01月25日)

(2013年01月19日、「赤旗」)